

# 唐朝租庸調時代食封制の財政史的考察

日野開三郎

## 目次

- 一 緒論
- 二 本論
- I 封家数
- II 封戸数と相統制
- III 封丁数と分食制
- IV 封物とその徵収制
- V 財政と食封制の推移
- 三 結論

## 一 緒論

唐代には宗室功臣等に食封が与えられていた。食封は課戸の数を以て定められ、それら所定課戸の納付すべき租賦を所得として受封者に与える制度で、食邑ともいわれた。受封者を封家、封家の所得を封物、租賦を差出す課戸を封戸、封戸内の課丁を封丁という。食封制に就いては夙く仁井田博士の法制史的詳考があつて委細を悉されており、又その後にも秀れた研究が続出していて<sup>(1)</sup>、この問題に就いてはもはや論議する必要はないかに見えるが、角度を新にして税財制の面から眺めるならば、そこには尚考説すべき余地が多分に残されている様に思われる。

食封は戸数を以て示され、万戸以下三百戸までは、その戸数に従つて、王以下眞男に至る爵と共に、視一品以下視五品の待遇を受ける定めがあつて、食封の戸数は財的利益の大小の外に栄養の高下をも表わし、このことから食封にもこの財的利益を示す実封の外に栄養を高める意味の虚封が行われていた。食封制を財政面から論究する場合に問題となるのは専ら実封で、虚封は関係がない。

封戸制は某州・某県を封境として実封戸数に従い課戸を封家に与えるのみで、土地は与えず、与えられた封戸内の課丁、即ち封丁の租庸調を封家の所得に充てる定めであつた。六典卷三戸部・戸部郎中員外郎の項に

賜実封者。皆以課戸充。

とあり、通典卷一職官封爵の項に

並無其土。加実封者。乃給租庸。

とあり、同書卷三歴代王侯封爵の項に

竝無官土。其加実封者。即食其封。略。以租調給。

とあり、又別に

凡諸王及公主以下所食封邑。皆以課戸充。中。准其戸数。収其租調。

とある等の一連の記事は、食封には封土は無く、封戸は課戸であり、食封の収入は租庸調であつたことを示す史料である。封土がない以上、封境内に於ける戸口増加による封戸数の増加はあり得ず、授賜の封戸数は追増のない限り固定していた。右の諸記事は封家の取得を或は租庸といい、或は租調といつてゐるが、何れも租庸調の一部を省

いて然も租庸調の全部を指す当時の慣用に従つた用法で、要するに租庸調である。尚封家の取得分に就いては時代的な変遷が認められるので、本稿の中心論題の一部として更めて詳考する。封家の所得が租庸調であつたとすれば、租庸調は丁対象・均額賦課の税であるから、封家の実収高は封丁数の多少によつて決定していくことになる。封丁は封戸たる課戸内の課丁であり、一課戸内の課丁数は一人以上数人、時には十余人乃至るものさえあつて区々様々であつたのであるから、一定の封戸数は必ずしも一定の実収高を示すものではなかつた。概していえば封戸数の多いものが実収も多かつたであろうが、時にはそうでない場合もあり得たわけである。実収面から見た食封制は封戸数に加えてこの封丁数を大きく取上げなければならぬ。封丁の租庸調が封家に入る以上、その分だけ国家の正税収入を減少せしめるわけであるから、租庸調時代の財政の研究は封丁数の増減推移に留意して進めなければならぬ。國家の歳入に直接影響する封戸制がその制度や運営の面において逆に財政的な種々の制約を受けることは寧ろ当然というべきで、食封制の研究をその基礎的段階の法制的解説から時代史的な考察に進めて行く為には、必ず第一に財政との関聯に於けるこの問題の考究が必須であると考えられる。

食封制の財政への影響はつづまる所封丁数の多少に繋つていたのであるが、封丁数の多少は封戸数と一封戸当たりの封丁数との多少に繋り、封戸数の多少は又食封を受ける封家数と一家当たりの封戸数の多少とに繋つているので、食封制の財政的考察は封丁数と共に封戸数・封家数をも併せて取上げる必要がある。放漫な財政政策の下に於いては封家・封戸・封丁の数が共に濫増の方向をとつて財政圧迫の度を加え、健全な財政政策の下に於いては収縮の努力が必要とせられた筈である。食封は宗室功臣に対する殊遇として、公主が一代限りである外は世襲とせられてい

たので、この世襲制度を改廃せぬ限り、封家・封戸の数は歴世累加を避け得なかつた。健全財政の場合、この累加をどう処理するかが問題となる。かくて世襲制も亦食封制の財政的考察に於いて見過せなくなる。

封丁の租庸調は悉く封家の収入に充てるのが食封制の本来の定めである。この定めが果して一貫して守られたかどうか。若し国家の財政が窮屈すればその削減問題が生ずるであろうから、食封の財政的考察に於いてはこの封家の取得分に就いての検討も悉さなければならぬ。又封丁が封物として封家に入れる租庸調に就いても、庸調はその本色が布と絹とに分れていたのであるから、封家がその何れを要求していたかは、国家の歳入に於ける布と絹との色別に大きな関係をもつものとして、やはり注目しなければならぬ問題である。

次に封物徵収の手続きとして、封家が直接その徵収に干預するか、国家州県でこれを徵収して封家に渡すかの違ひに就いて考察する必要がある。何れにしても封物収入の色と額とには変りがない筈のものであり、従つて国家の財政が受ける影響も色と額との面では変りが無かつたが、これを唐朝と貴族權門との政治關係として見るならば、封家の徵収干預に比し国家州県のみによる徵收支与は遙かに國家權力の強化を來すものであり、この意味に於いて徵収方式の相違も財政面に於ける國權の伸縮として見逃し得ないものとなる。つまり食封制の財政史的考察に於いて必ず取上げなければならぬ問題点は少くとも封家・封戸・封丁の数、相続制、封物徵収の方式、封家取得分等の数項にわたつていると考えられるのである。

唐代食封制の嚆矢的研究たる仁井田博士の労作はその力点を法制的考察におきつつも広い範囲に論及せられ、食封制研究の大礎石を据えられたもので、本稿も主としてその成果の上に組まれ、従つてその高論をそのまま借用し

て い る 所 や 叙 述 を 本 稿 向 き に 組 み 直 し て 援 用 し て い る 所 が 多 い が、 そ の 都 度 そ の 目 を 記 す は 煩 雜 を 増 し 却 つ て 论旨を 難 渡 と す る の で、 此 所 に 一 括 し て 謝 意 を 表 し、 併 せ て 援 用 に 誤 り あ ら ば 筆 者 非 才 の 致 す 所 と し て 御 審 容 の 上 叱 正を 垂 れ ん こ と を 希 つ て お く。 殊 に 研 究 角 度 の 相 差 か ら 当 然 生 じ て く る 問 題 意 識 や 史 料 取 扱 い の 違 い が 高 説 を 万 が 一にも 潜 す こ と な か れ と は 筆 者 の 切 に 念 じ て や ま ぬ 所 で あ る。

## 二 本 論

周 知 の 如 く、 高 祖 建 国 のあとを 承 けた 太 宗 の 治 世 は 律 令 制 度 を 整 え て 貞 觀 の 治 と 謳 わ れる 隆 昌 太 平 を 致 し た 時 代 で あ り、 高 宗 の 中 晩 年 よ り 武 ・ 韋 両 后 の 治 世 は この 隆 昌 太 平 の 余 光 に 狹 れ た 放 漫 政 治 の 下 に 祖 業 が 累 さ れ た 時 代、 そ のあとを 承 けた 玄 宗 の 治 世 は この 紊 亂 引 締 め の 諸 制 度 革 新 が 一 応 成 功 し て 開 元 の 中 兴 と 称 せ ら れる 隆 昌 を 再 現 し た 時 代 で あ る。 食 封 制 も こ う し た 大 勢 の 時 代 的 推 移 を そ のま ま 反 映 し、 太 宗 時 代 に は この 制 度 が 堅 実 に 運 営 せ ら れ て い た の が、 武 后 執 権 の 高 宗 晩 年 か ら 韋 后 の 世 に か け て は 貴 族 宿 臣 の 欲 心 を 迎 え る 濫 用 の 弊 が そ の 極 に 達 し、 玄 宗 執 権 の 睿 宗 以 後 は この 弊 害 の 肅 正 を 目 指 す 制 度 の 改 革 が 進 め ら れ 一 応 の 成 功 を 収 め て い る。 食 封 制 に 対 する 財 政 史 的 考 察 も、 こ う し た 時 代 的 大 勢 に 順 応 し て 封 家 ・ 封 戸 ・ 封 丁 の 数、 相 続 制、 封 家 の 取 得 分、 封 物 徴 収 の 方 式 等 を 檢 討 し て 行 く の が 理 解 に 最 も 便 で あ る。

## I 封 家 数

先ず封家数に就いて見るに、唐会要<sup>○</sup> 縁封雜記・景龍三年の条の韋后末年に於ける食封の極弊を論じた兵部尚書韋嗣立の上疏中に

略。往者皇運之初。功臣共定天下。當食封纔三三十家。今以恩澤受封。至百十四(四十)家以上。

とあつて、國初には建国の功臣に対する行賞の切実な要求にも拘らず三三十家に抑えられていた封家の数が、景龍三年には恩澤優渥によつて百四十余家にも達しているといつてゐる。この数字は他の文献にも多く載せられていて、会要の百十四家が百四十家の誤りであることは容易に判明する。新唐書<sup>八</sup> 裴寂伝には武徳九年十月に即位後間もない太宗が功臣の封戸をその功業の大小に従つて査定し、その数四十三人に及んだとあり、旧唐書<sup>二</sup> 太宗記・武徳九年十月癸酉の条にその四十三人の功臣名が列記せられている。最高は裴寂の千五百戸、最下は三百戸で、封戸の総数は三万一千戸となる。この四十三人は總て功臣であるから、唐会要<sup>五</sup> 韋王の項に

旧制、親王食封八百戸。有至一千戸。公主三百戸。長公主加三百戸。有至六百戸。

とある規定によつて授封せられていた筈の親王や公主等を加えると、太宗初期の封家は右の四十三家をかなり上廻つてゐたであらう。その総実数は判らないが、五十家前後かそれ以上であつたのではないかと思われる。これが景龍の百四十余家にも激増した事情やその増加の過程は必ずしも単純單調ではなく、封没の新陳代謝を交え乍ら複雑な推移を辿つた結果であるが、武・韋后的放漫な濫授が最大の直因であつたことは、韋嗣立の上奏文中に婉曲ないまわしを以て表現せられている「恩澤受封」によつて窺察せられるであらう。

唐会要<sup>○</sup> 食実封数の項には封家名とその封戸数・授封年月等を記しているが、その記載は全体として頗る不備

不完全なもので、殊に後になつて没除せられた封家の殆んどを収録せず、例えば武徳九年の四十三封家中収録せられてゐるのは二十五家に止まり、然もそのうちの筆頭封家裴寂と劉宏基との二人は始封の武徳九年に繫けず、増封の年かと思われる貞觀二十三年と顯慶元年とに繫けており、又貝州に数千戸の封戸を領していた武三思以下武後の恩沢による唐室外受封家の名も殆んど全く収載せられていない。従つて会要の食実封数の頃の封家名列挙の記事のみから食封制運営の大勢を論ずることは絶対に許されないが、部分的に重要な参考資料が盛られていることも紛れないのである。そこで同一年内の授封の多いものをしらべると、武徳九年の二十三名に次いでいるのは、武后的滅んだ神竜元年の十八名である。尤もこの十八名は始封者だけでなく、増封者をも含むが、先の武徳九年の二十三名列記の背後に四十三名が実在していたことから推せば、この十八名の背後にも更に多数の授封者がいたと見るべきであろう。唐会要卷九 緑封雜記・神竜二年七月十四日の条の制文を見るに、功臣段志原以下二十五家の名をあげて二十五家所食実封。並依舊給。

とあり、神竜元年の大量賜封に次いでその翌二年には旧封家の大量復給が行われており、韋后的放漫政治は食封の濫授濫増に初まるかの觀を呈している。然しこの濫授濫増は韋后的放漫媚態政治に於いて初めて打出されたものではなく、武三思の貝州數十戸の封戸にその一例を見る如く、武后時代の先例を模倣し拡大したものにすぎない。韋后神竜以前の授封事例として会要・食実封数の項が収録しているのは、先述の裴寂・劉宏基の二人を除けば、太宗の貞觀年間に四家（合計一千二百戸）、高宗の顯慶四年と總章元年に各一家（合計一千一百戸）を見出し得る程度に止まり、武后時代のものに至つては全く収録せられていないが、それは封没の稀少を反映したものではなく、武

周革命の前後に於ける封没が専ら武氏專權の為に行われた不純なものとして、その滅亡後にうけた否認の動きを反映した収録削除にすぎない。神龍二年の二十五家の実封復旧は武氏政權に痛められた封家の復旧と解せられるが、これと反対に武氏によつて得た食封の没収もあつて、それらは会要の収録する所とならなかつたのである。太宗から高宗の初期にかけては始封増封は事実少なかつたにしても、武后の世には急増し、武・韋交迭の際に激しい封没を交え乍ら更に数をまして百四十家にも達したのである。韋后以後に就いては、通典卷一職官封爵の項の末尾に

自武德至天宝。実封者百余家。自至德至大曆三年。実封者二百六十五家。

とあり、國初の三二十家から景龍の百四十余家に達した封家の数は天宝末に於いても百余家であつたというから、精確な増減は判らないにしても、大した変化はなかつたことになり、景龍までに激増した封家の数を整理縮減する方策は必ずしも玄宗の採用する所でなかつたことが察見せられる。玄宗は親情に厚く、皇親への食封周給を吝まなかつたとの所伝が残されている所から推すに、賜封が貴族功臣層の人心收攬に大きな効果をもつことを知る政治家玄宗は、寧ろ賜封を有力臣僚層に対する懷服の具として適当に活用する方策をとり、徒らに封家の数の淘汰縮少に走ることを避けたのであろう。至徳後に封家の数が急増して二百六十余家にも及んでいるのは、安史の大乱に際し、賜封を以て有功の文武官僚を鼓舞激励し、以て彼等の心を強く唐朝側に維ぐ必要があつたからであろう。

以上を要するに、唐初三二十家にすぎなかつた封家の数は、武・韋両后的媚態放漫政治の下に急増して百四十余家に達し、放漫政治の宿弊革新を断行した玄宗の下に於いても數的減少はなく、安史の大乱に際しては再び急増して二百六十余家にも及んだのであつて、封家の数は時に速度の緩急があり、個々に封没の交代があつたにしても、一貫

して累増の大勢を辿つて行つたといえる。革新政治家玄宗の下に於いてさえその縮減が見られなかつたことは、封家数累増の勢が如何に食い止め難いものであつたかを実証するものといえよう。それは食封が貴族功臣の心を最も大きく捉えていたことに由ること、いうまでもないが、尚その所以の詳細は封戸・封丁の数や相続制等との関聯に於いて周到に考える必要がある。

## II 封戸数と相続制

封家数は累増一途を辿つて縮少しなかつたのに對し、一封家当りの封戸数は漸次引下げられ、それによつて封家数の累増による封戸総数の大膨脹が防がれていた。但し一封家当りの封戸数引下げに手を着けたのは玄宗以後で、武・韋后時代は封家数の増加に加えて一家当りの封戸数を大きくしていた。新唐書卷八十一宗諸子伝の記事やそれを資料とせられた仁井田博士の考説によれば、国初には一封家当りの封戸数は多くなく、最高級の諸王も概ね千戸程度、多くも二千戸止りであつたのが、封家数の増勢と期を同じくして高宗の晚期より増え初め、韋后的世に絶頂に達し、一万戸の王、三四千戸の公主、甚しきは一州全戸としてその州を自選せしめる者さえ現れたが、諸弊革新の玄宗は既得権を尊重しつつも、皇子二千戸、公主一千戸程度を新封の限度とする方針を以て漸次抑制して行つた。然しこうした新授封戸数の抑制は封戸総数の増勢を緩めることに若干の効果はあつても、世襲相続を認められた食封制の総戸数を縮減せしめる効力は殆んどない。そこで玄宗はこの相続制を封戸数縮減の方向に於いて改革し、度を累ねて酷しくして行つた。

食封を最も大口に受けていたのは諸王と公主とであるが、六典卷三戸部・戸部郎中員外郎の項に

若公主食実封。則公主薨乃停。

とある如く、公主の食邑はその受封公主一代限りと定められていたので、相続制とは関係が無かつた。公主の場合には新授の封戸数を少くする方針を続けていれば古い公主の老死によつて高額封邑は自ら消滅し、新陳代謝的に封戸数の縮減が達成せられたわけである。玄宗の相続制改革が王公以下のものであつたことは、いうまでもない。会要卷九〇縁封雜記・開元四年三月十八日の条を見るに

宰臣奏對。諸國請。自始封至曾孫。其封戸三分減一。制可之。

とあつて、諸国の請を容れる形でその封戸数を始封者の曾孫から三分二に減ずることとしている。國とは親王の封邑をいい、公主の封邑は邑といつた。親王は爵封の最高であり、従つて封邑も最も大きく、封戸に対する権利も強かつた筈であるが、その封戸数さえ曾孫に至つて三分一を削減することとした以上、それ以下の者の封邑も必ず削減襲封を規定せられていたと見るべきである。史料の検索不行届きのため、その規定内容を伝えた記事は未だ索め得ないが、ここに重要な参考となるのは、唐会要卷九〇食実封数の項に

長孫無忌・王君廓・尉遲敬德・房元齡・杜如晦。各一千三百戸。並武德九年十月八日勅。至永徽元年十一月二十八日詔。房元齡所封。不須依例減降。

とあり、又別に

李靖五百戸。貞觀四年八月勅。永徽二年十月九日詔。李靖所食封。不須減。

とある減降則例と特詔による不須減の事例とである。これによれば高宗即位の当初に減降則例のできていたことが知られる。何の減降であるか、一見した所では判らないが、受封当人が故なくして減降せられる筈はないから、それは当人もしくは襲封子孫が不心得を仕出かした場合か、又は子孫襲封の際の一一定の削減に関するものでなければならぬ。所で右二記事のうちの李靖は旧唐書卷九列伝に依れば貞觀二十三年に病没しており、不須減の特詔が出たのはその翌々年に当るから、明かに襲封の際の減降則例であつたことになる。一年も後れて特詔がでているのは、後年の規定から推して減降は喪明け後に行われていたからであろう。この様に見てみると、削減襲封の規定はおそらくも高宗の初めから設けられていたことになる。然しこの当初の規定の内容は知るべくもないのに、玄宗の開元四年の削減襲封規定とどの様な関係にあるかも明確にできない。然し上掲二事例の減降は共に功臣の場合、即ち通典の分類に依れば職官封戸に關するものであり、開元四年の削減規定は王侯封戸のうちの諸王に關するものである所から推すに、國初夙くから規定が設けられていた減降襲封は功臣の場合で、王侯中の少くとも親王の場合に就いては減降の規定がなく、そうした取扱いの枠外におかれていたのを、玄宗は既に國初から數帝を経て累増してきた親王封家の封戸数を抑制する為に親王の子孫の襲封にも及ぼすこととしたのではないいかと思われる。親王封家の減降内容が一般の減降規定と同じであつたのか、それとも軽かつたのかは全く判らないが、封家として最高の親王国に減降を及ぼしたという点で封戸の削減襲封の強化であつたと見て差支えないであろう。会要の縁封雜記の項には更に開元二十二年九月の条に

勅。諸王公以下食封。薨子孫応承襲者。除喪後。十分減一。云々。

とあつて、王公以下一切の封家に対し、曾孫まで俟つことなく、代替りの際に二割を減じて襲封せしめることとしている。この規定では曾孫の襲封戸数は始封の五割強にしか当らないこととなる。襲封削減の一端の強化である。開元二十二年は財政支出が全面的に整理縮減せられた年で、この削減強化もこの支出緊縮の一部として行われたのである。玄宗の地歩は既に牢固絶大なものとなつていたとはいゝ、貴族功臣層へのこの断固たる態度は帝の一封家当たり封戸数縮減への熱意を示すものといえよう。同巻には更に永泰二年正月十六日の条に

勅。自今以後。子孫襲実封宜減半。永為常式。

とあつて、永泰二年（この年大曆元年に改元）には襲封の際の削減を一割から大きく五割に引上げている。安史の乱によつて財政涸渇し、官吏の俸給さえ滞り勝ちであつた唐朝の止むなく思い切つた処置であつた。

先に述べた如く、武徳九年に即位直後の太宗が功臣四十三人の封戸として定めた所は総計三万一千戸で、一封家当たりの平均は約七百四十戸となる。因みに最高は千五百戸、最低は三百戸となつてゐる。封家には右の功臣の外に諸王や諸公主もいたのであるから、封家・封戸の総数やそれを均した一封家当たりの封戸数は判らないが、とにかく功臣封家の平均封戸数が七百数十戸と算出せられるのは注目すべきである。次に唐会要の食実封数の項に収録せられている神龍元年定封の封家十八戸の封戸数は最高一万戸、最低七百戸、合計四万四千二百戸で、一封家当たりの平均封戸数は二千四百五十戸となる。十八の封家には十家の諸王・公主を含んでゐるが、この十八家は百数十家に及ぶ全封家の一部にすぎないから、その封戸数や一家当たりの平均封戸数を知る参考としては殆んど役に立たない。然し平均封戸数が武徳當時に比してかなり高められていたことを察する多少の参考にはなるであろう。

後文に詳述する如く、放漫政治の絶頂期であり、最後でもあつた景龍年間の封家百四十余家の封丁数は六十余万と伝えられており、又当時の一封戸の封丁数の制限最高数は少くとも三丁以上、特に多きは七丁を認められた封家もあつたと伝えられており、各封家の封戸選定はなるべくこの最高限の封丁を有する多丁戸に集中せられていたと考えられるので、仮に全封戸の平均封丁数が三丁であつたとすれば封戸数は二十万余となり、四丁とすれば十五万となり、五丁とすれば十二万となる。一封戸平均五丁は当時の実情から見て些か有り得べからざる觀があるが、仮にそれに近いものと見ても、封戸総数は十二三万以上ということになり、一封家当りの平均封戸数は九百戸前後という計算が得られる。恐らく實際は更に多く、或は一千戸を越していたかも知れない。全くの推算で精確性のないものであるが、武徳九年の定封当時に比して平均戸数は増しこそすれ、減じてはいなかつたということを察見する程度の参考にはなるであろう。韋后弊政のあとを承けた玄宗時代の總封戸数に就いては未だ所伝を検出していない。

通典卷三歴代王侯封爵の項によれば、至徳二年より大曆三年に至る封家を二百六十五家と伝え、その封戸数を四万四千八百六十戸と記しているから、一封家の平均封戸数は僅かに百七十戸程度となる。景龍年間に比すれば、総封戸数、一封家の平均封戸数の何れも數分一への大低減となる。仮にこの封戸数が通典所伝の最後の年である大曆三年のものであつたとしても、減降襲封規定の削減率が五割に引上げられたのは僅かに二年前の永泰二年（大曆元年）であるから、その適用を受けて封戸を減じた襲封者は極めて微少で、殆んどのものは二十六年前の開元二十二年に定められた二割削減規定によつて襲封した者と見るべきであり、もし先の總封戸数がもう三年溯つて大曆に入

る以前のものであれば五割削減の襲封者は零で、すべて開元の一割削減のもののみとなる。至徳二年乃至大曆三年の一封家平均封戸数が僅か百七十戸程度という少い数にまで低減した大きな原因としては、先ず第一に安史の大乱によつて大封家のうちに出處進退を誤つてこれを失うものがあり、然も勤王の功によつて封戸を新授せられる者はつとめて戸数を少くする方針が取られたことが考へられるが、それと共に玄宗の減降襲封制の強化も与つて大きな力となつてゐたであらう。新封戸の戸数細少主義も亦玄宗が前弊改革の為に打出した所である。

先に述べた如く、武・韋后時代に激増した封家封戸数のうち、封家数は玄宗時代に於いても殆んど減少せず、至徳後には却つて又増加しているのに対し、封戸は総数に於いても一封家の平均数に於いても大いに減じたとすれば、玄宗の食封制改革の方向は、封家数の縮減は敢て問題とせず、寧ろその一封家当りの封戸数を大幅に少くして封戸総数の減少を実現することに力点を集中し、相当の成果を挙げ得たということになる。既得封家に対する封戸の定率削減襲封規定と新授封家に対する封戸少數主義とは、こうした封戸削減方針の具体策に外ならなかつたのである。封家数の多少を問題にしなかつたのは、その総数が二百戸にも足らず、万を以て計える封戸数の増減は大きな意義をもつが封家の一二百程度の枠内に於ける増減は、もしそれによる封戸数の増大さえ抑え得るならば大した問題でなかつたこと、賜封が宗室宿臣等の勢力層收攬にもつ大きな効力を適当に活用して小刻みに賜封するのが政策的に利得であつたこと等に因るものと思われる。

一封家の平均封戸数の零細化に關聯して一考しておかなければならぬのは分割相続の問題である。既に仁井田博士が詳述せられている如く、食封は諸子の間の分割相続が許されていた。但し六典三戸部・戸部郎中貞外郎の項に

記す分割相続の規定によれば、その分割は封戸から入る封物の分割取得であつて、封戸の分割襲封ではない。このことは「食封人身歿後。所封物。隨其男數為分。中。略。至元孫即不在分限。其封物總入承嫡房。云々。」とあるによつて明白である。従つて分割相続による封家数の増加や一封家の封戸数の零細化等は起らなかつたことになる。尚建中以後の分割相続は封戸の分割を以て論ぜられているが、租庸調と兩税との税制としての根本的な相違によつて封戸制も根本的に變つてゐるので、両者を同じ扱いにするのは妥当でない。租庸調時代の封物量を決定したのは封丁数で封戸数そのものではないのに對し、兩税法時代の封戸は、後文に言及する如く、封物の一定量を示す単位と化していたのである。

### III 封丁数と分食制

食封は戸数で定められるが、この封戸に充てられる課戸内の課丁数は戸によつて相違し、最低の一人から数人、多きは十人を越えるものもあり得たわけであり、封家の封物收入額はこの課丁数の多少に繋つていたのであるから、封家としてはできるだけ多丁戸を簡取するのが利得であり、逆に國家の財収はそれだけ多く減少することになる。封家・封戸の数が激増すれば、食封制の運営上、この一封戸内の封丁数に就いて何らかの規制が必要とせられるに至ることは当然予想せられる所といえよう。新唐書卷八十一宗諸子伝に、武・韋后時代の食封濫授の弊を述べて

相王（七千戸）・太平（五千戸）・長寧（二千五百戸）安樂（三千戸）。以七丁為限。

とあり、特に寵を得ていた相王（後の睿宗）や太平以下の三公主等の封は一戸七丁迄の限界を以て多丁戸を簡取するを許されたという。「以七丁為限」とある以上、七丁は一封戸内から封丁に充て得べき課丁数の最高制限数であり、封戸内に七丁の外に尚課丁がいてもそれは封丁外としてその分の租庸調は国の収入とせられたわけである。然しそれでも課丁を有する戸は当時に於いても極めて少く、その多くは高賛多丁戸と表現せられる富豪層の者であり、従つてこの制限一杯の七丁戸のみを揃えることは現実に難しかつたと考えられる。七丁の数は一封戸内より選充し得る封丁数の最高限を示した形をとつてゐるのであるから、六丁以下の戸を封戸とすることは制度的に差支えなかつたわけであるが、封家は封物の収入量に直接響く問題であるだけに最高限七丁の戸の取揃えに懸命であつた筈であり、又国家の側に於いても、七丁の数を以て一応は最高制限とするとの表現形式にしているが、その真意はこの七丁の権利をできるだけ享受せしめることに在つた筈である。権利を享受できない優遇は無意味であり、こうした場合、その最高限界を満喫させてやるのが殆んど慣例的であつたといえる。即ちこの様な権利的最高限の数はやがてそれが常態化して定数同然に迄進むのがいつの時代にも見られる一般的な傾向である。新唐書卷一六韋嗣立伝に景龍時代の食封の弊を論じた記事をのせ、その一節に

### 一封分食數州。隨土所宜取利。至安樂・太平公主。率取高賛多丁家。

とあつて、七丁限を許された安樂・太平公主等の封戸は高賛多丁戸を率取し、他の封家と共に一封を數州に分食していたという。七丁もの高賛多丁戸は、たとえ富饒の地であつても、その数は割合に稀であるから、数千戸を一州内で取揃えることは實際上不可能であり、數州に跨らざるを得なかつたわけである。この數州分食の事実は、七丁

の最高限が全封戸に殆んど完全に適用せられ、最高はそのまま定数たるの実態を呈していたことを推想せしめるものといえよう。仁井田博士の御高説によれば、封邑は某州・某県に指定せられる制度であったといい、又某州何千戸・某県何百戸等の賜封事例が伝えられていて、封境・封戸数の同時指示は少くとも形式的には紛れない様であるが、實際には韋嗣立伝の「一封分食數州」の記事や、通典卷一歴代王侯封爵の条の

其加実封者。則食其封。分食諸郡。以租調給。

とある記事によつて明証せられる如く、少くとも封戸数の多い、いわば食封の代表的なものに於いては、数州分食が一般的な様式となつてゐたのである。この様な封境指定の形式下に於ける数州分食の実態は、封境内就封の本来の制度が封家の数州分食への強い願望によつて突き破られて生じたものに相違なく、それは干を以て計える所定の封戸数を制限定数一杯の多丁戸を以て充さんとする封家の利欲に出ていただけに、極めて強烈であったのである。この願望に副う数州分食が一般化していたということは、許された封戸内の最高制限丁数が実態として一封戸の丁数の定額と化していたことを示すものといえよう。

相王等の特別寵遇者に対する一封戸内の封丁制限七人の所伝、及びその分食制との関係に対する以上の考察の結果は、更に次の諸点を閲覧的に推定せしめる。その第一は、一封戸内より充て得る封丁数には一般にその最高制限が規定せられていたということであり、第二は、その最高制限数は殊遇の封家に対する特別高額の枠が与えられることがあつたが、一般的には標準的な基本の枠が生れていたであろうということであり、第三は、この制限丁数は形式の上では最高枠であるが、実態は定数的であつたということである。先の七人は史籍に殊書せられる程の高枠

であるから、最も多くの封家が与えられていた標準的な基本枠はこれよりずっと少く、又この標準よりも枠を高められる封家も概ね六人以下に止まつてゐたと見るべきであろう。六典<sup>二</sup>吏部・司封郎中員外郎の項に

旧制。戸皆三丁已上。云々。

とある戸の三丁は、この最高制限の枠であり、実態的には定数でもあつた封丁数であつて、「戸皆三丁已上」とあるからには、この三丁は一応封家に与えられる最低の線であつたことは紛れないが、同時に又これが最も一般的な標準の線で、それ以上は四丁・五丁等すべて優遇的増枠として扱われていたものと見るべきであろう。封家はこの三丁以上四丁・五丁等の与えられた一戸内最高制限定数を数州分食等の方法を以て最高度に活用し、これを事实上の定数にまで引上げていたわけであるが、こうして一度び封戸を簡取決定した封家も、その枠を高められれば、新たな枠を充す為にそれまでの封戸の内に取換えをしなければならぬものを生ずる筈である。尚封戸取換えの必要は、封丁の死亡、逃散、入老等による減少、括附、入丁等による他の戸の丁数増、封境一帯の経済的衰靡等、枠数以外の色々の事情によつても生じていた筈である。後述する如く、封戸にはその籍帳が作られていたのであるが、この籍帳上の封戸は毎年取換えができた筈で、それは封戸が課戸として戸内に必ず課丁を有していなければならなかつたことからして、戸内丁の変動に応ずる為の必要な定めであつたといえるのである。然し唐会要<sup>○九</sup> 縁封雜記・景  
竜二年九月の勅に

諸色應食実封。一定以後。不得輒有移改。

とある如く、封境は一度び定まつた後は移改することを禁止せられている。禁止の時は食封制が極弊に達していた

景龍年間である。恐らく逆に移改の希望が余りに多かつたのでこの禁勅となつたものに相違なく、又この移改希望の多出は、封家の増加の外に、分食の多州化、丁数制限枠の引上げによる多丁戸漁り等に由つたものと思われる。三丁以上七丁の例さえ出来て了一封戸内の封丁最高制限数、即ち実態的定数を玄宗は三丁最高限の一本に引下げて統一した。六典<sup>卷二</sup>吏部・司封郎中員外郎の項に

旧制。戸皆三丁已上。中。開元中定制。以三丁為限。云云。

略。

とある。但し六典にはこの引下げの年月は記されていない。唐会要<sup>卷九</sup>○縁封雜記には開元十一年五月十日の条に勅。請(請字)<sup>(衍?)</sup>諸食(邑)実封。並以(三)丁為限。云云。

とて、三丁への引下げを開元十一年五月に繋げているが、通典<sup>卷三</sup>歴代王侯封爵の項にはこれと同一記事を開元二十一年五月の条に掲げていて、両者の間に九年の開きがある。現伝の右会要の記事には文字の誤脱が多く、それらは通典によつて補正し得る(上括弧内)のであるが、このことから直ちに繋年まで通典が正しいということにはならぬ。然しこの場合も繋年も亦通典が正しいことは、礪波氏が玉海所引の会要によつて書誌学的に立証せられてゐる通りである。<sup>(2)</sup>

従来は「皆三丁已上」で、七丁の例さえあつたのを総て三丁に絞つた玄宗以後の封丁数は、一封家当たりの数は勿論、全封家の総数も減少した筈である。唐会要<sup>卷九</sup>○縁封雜記・景龍三年の条の韋嗣立の食封弊害論の中に、「昨聞。戸部云。用六十万余丁。云云。」とあつて、極弊期の景龍の封丁総数は六十余万にも達していいたといふ。封家百四十余家に割れば、一家当り四千百余丁の平均となる。時の一封戸制限丁数は、「皆三丁以上」で七丁の例さえあり、

それは同時に一封家の実態的定数でもあつたのであるから、先にあげた十一宗諸子伝の相王及び太平・長寧・安榮公主等、七丁を許された四人の封戸数合計一万七千五百の封丁数は実に十二万丁を越えることとなる。然も彼等の封戸数は更に追加せられているのである。一封家の平均丁数四千余、最大級は数万というのが極弊時代の実相といえる。三丁以上七丁を封戸内の封丁数として全數六十余万の封丁を抱く封戸数を計出するに、最高の七丁一色として約九万戸、最低の三丁一色として約二十万戸となり、この七丁と三丁との算術的平均を取つた五丁に従つて計算すれば十二万戸となる。七丁は特例であるから、六丁と三丁との中間をとつて四丁半に従えば十三万余戸となる。實際には三丁限が多かつたであろうから、或は十五万戸前後とするのが真に近いかも知れない。降つて至徳・大曆の封戸数として伝えられる四万五千戸の封丁総数を三丁限で算出すれば、十三万五千人以下となり、景龍極弊時代の六十余万に比すれば五分一程度にすぎない。この景龍と至徳・大曆との中間にある玄宗治世中の封戸・封丁数は知り得ないが、至徳以後の激減した封戸・封丁数はすべて玄宗の革新規定によつて導き出されたものであることを思えば、玄宗末年の封丁数は景龍六十万に比して或は半減以下となつていたかと推想せられなくはない。何れにしても景龍六十万の封丁が玄宗の治世下に激減して至徳後の十五万に足らぬ方向に近づけられつつあつたことは紛れないのである。

玄宗の食封制改革は、封家数の削減は敢て意図せず、封戸数と封丁数との削減に力を注いだことになる。食封制は戸数を以て定められたが、封家に入る封物は丁対象・均額賦課の租庸調であつたのであるから、封家の人は封戸数と封戸内の封丁数とによつて決せられる封丁総数の多少に繋り、従つて国家が歳入上に被る租賦の減収も封丁総

数に繋つていたわけである。武・韋后的食封遷授による国家歳入の大減収を適当な線に引戻すのが玄宗の改革目標とせられていたのであるが、その達成は煎ずる所封丁数の削減に繋つていたのであるから、封戸数の削減はこの封丁数削減の為であつたと見て差支えない。つまり玄宗は封戸数を減じ、更に一封戸内の封丁数最高限を低減して封丁総数の大幅な削減を達成したのである。封家数の削減を敢て意図しなかつたのは、食封制が貴族・宿臣の有力層を掌握する上に有効で、寧ろその活用を考えたからであり、その為に一封家当たりの封戸・封丁数は著しく少くなつた。玄宗は小刻みに多くの者に食封を分ち、財力を大きく損耗しないで有力層を広く収攬する方向に改革を推進したということができる。財力の損耗を防ぐという点からすれば、封物の一部を削つて国家の収入に廻すことも有効である。そこでこの封物に就いてもこうした立場からの検討が必要となつて来るが、それには封物徵収の制度を併せて考察しなければならぬ。

## VI 封物とその徵収制

丁対象賦課の租庸調は、租が粟二石、庸調が絹二匹・綿三両、もしくは布一端・麻三斤で、蚕郷が絹綿、非蚕郷が布麻を納める定めであつた。封家が封戸として好んで簡取したのは絹綿納入の蚕郷であつた。唐会要卷九○縁封雜記・景龍三年の條の河南巡院監察御史宋務光の上疏の一節に

滑州者。國之近甸。密邇帝畿。地出饒紳。人多趨附。所以列縣惟七分封有五。王賦少于侯租。入家倍于輸國。

とあつて、滑州七県のうち五県までが封邑に充てられ、封家の入が國家の収納分を大きく越えていたこと、その所

以は、帝畿に近く、絹を産していたことに在ること等を述べている。諸史に散見する記事を綜合するに、封家はその収納した封物を自宅に直送する外、寧ろその大部分を商品として回易し、又は利貸資本として運営していた。<sup>(3)</sup> その為には封戸の地をえらぶに当つて、輸送に近便なこと、大都市近くが、内地商業の幹線に沿在すること、軽貨として布よりも優り、貨幣的に盛んに流通していた絹の産地であること等を主な条件としていたものと解せられる。この封物の徵収方式に就いては、通典卷三一歴代王侯封爵の項に

凡諸王及公主以下所食封邑。皆以課戸充。州県与国官・邑官共執文帳。准其戸数収其租調。云々。

とあり、六典卷三戸部・戸部郎中員外郎の項にもこれと対応する記事をのせて

凡有功之臣。賜実封者皆以課戸充。準戸數。州県与国官・邑官執帳。共収其租調。各準配租調遠近。州県官司収其脚直。然後付国邑官司。其丁唐会要・卷九〇・食亦准此。入国邑者収其庸。

とある。六典に記す所は一般に開元二十五年の制度であるが、時に開元二十五年には既に行われなくなつていた制度を怡も現行の如く収載しているものがあり、後文に考説する如く、右の記事もその一例で、古い制度を伝えたものである。そこでこの両記事に伝えられる封物の徵収制を検討して見る。

先ず封物は国官邑官がその封戸のある州県の官と共に文帳によつてその戸数に準じて租調を取立てることになつてゐる。親王には親王國、公主には邑司と呼ばれる機関が開置せられ、国・邑司には令以下の官や吏が置かれていった。封物の徵収に於いて封邑所在の州県官に立会つたという国官・邑官とは親王・公主の属官で、それら封家の権利を代行していたわけである。封邑は親王や公主の外にも功臣等に多数与えられていたにも拘らず、右両記事共に

ただ親王・公主の場合である國官・邑官の立会徵収のことのみを述べて他の場合に及んでいないのは、恐らく一般的に見て戸数の最も多い親王・公主の封邑を代表的に取上げて説明したのであるが、それにも資料としては不備といわざるを得ない。親王や公主の如く國から属官を附けられていない封家が立会徵収の権利を行使するには、その私属を差遣する外ない。景龍三年の韋嗣立の食封弊害論の一節には

諸家是徵。或是官典。或是奴僕。云々。

とて、立会者は官典か奴僕であるといつてゐるが、官典は親王・公主等の場合であり、奴僕はその他の一般封家の場合を指しているのであらう。

韋嗣立の右弊害論の続ぎには

多挾勢驕威。凌蔑州県。云々。

とあつて、立会の官典や奴僕は時の最有力層である主家の権勢を笠に着て州県官を凌蔑していたといふ。凌蔑の具体的な内容としては、封丁から不当で苛酷な取立てをすることがその第一に挙げられている。韋嗣立の右の続ぎに「凡是封戸不勝浸漁」とあり、同年の宋務光の上疏中にも

每科封丁。有甚征芸。因而失業。莫返其居。此土（滑州）風俗。逃者旧少。頃日破散。良縁封多。

とある。封物を徵収する為に封地に往来する彼等、即ち封使がその途上の伝駅を擾す弊も甚しく、宋務光の上疏の続ぎにはこれを

又徵封使者往来相繼。既勞伝駅甚擾。

と論じている。徵封使者の立会は廃止して州県官のみで徵収し、それを封家に渡すことが望ましく、韋嗣立は「不得自徵催。則必免侵漁」と論じ、宋務光は「望停封使。以靜下人」と望んでいる。

封物は課丁の租庸調の全部であつた。当時の文献はこの封物を或は租調と記し、或は租庸といつてゐるが、韋嗣立の上疏に

昨聞戸部云。用六十余万丁。一丁両疋。計一百二十万疋。

とあつて、庸調の綱（合せて二疋）が共に封家に入つてゐることを確証してゐるから、それらの租調や租庸は、先に一言した如く、当時の慣用であつた租庸調の略言と見るべきものである。但し先に引用した六典卷戸部・戸部郎中員外郎の項の

州県与国官・邑官執帳。共収其租調。各準配租調遠近。州県官司収其脚直。然後付国邑官司。其丁（会要。丁字作下）亦準此。入国邑者収其庸。

とある租調は、そのあとに庸のことが別に記されているので、文字通り租調の意味である。この記事によれば、封物のうち先ず租調はその脚直、即ち封地から封家所在の両都迄の運送費を、その距離の遠近に応じて封丁から徵収し、これを添えて国官・邑官に渡されたのである。次に庸の徵収には二通りの規定があつた。その第一は丁を徵収する場合であり、第二は庸を徵収する場合である。この場合の丁は丁夫の丁である。周知の如く、丁男の基本的負担義務は租調役と雜徭とであり、庸はこの役の物納化せられたものである。この役の義務によつて徵用せられた者が丁であり、雜徭によつて徵用せられた者が夫である。従つて「其」亦準此」とは、封家が封丁を役丁として徵用

する場合も租調に準じて徵封使と州県官とが立会いで徵用するとの意味であり、それに続く「入国邑者収其庸」とは、親王・公主の食封に於いては丁役の徵用をしないで専ら庸で徵収することを定めたものと解すべきである。「其丁亦準此」の「丁」を会要に記す「下」の誤りとして、「其下亦準此」は親王や公主以下の身分の食封も國・邑の規定に準ずるとの意味に取れそうであるが、それではこれに統く「入国邑者収其庸」の一句が孤立して解釈の仕様がなくなるので、やはり丁を正しいものとして以上の様に解すべきものと思われる。この解釈によれば丁の徵用に關することは國邑以外の封に就いて述べたことになるから、一見、國・邑以外の食封のことは記されていないに見える六典の規定にもその底に一般食封のことが意識せられている様にも思われる。何れにしてもこの規定が一般封家にも準用せられたことは当然認むべきであろう。先に引用した韋嗣立の上疏中に封丁六十万の納絹を百二十万疋といつてているのは、景竜時代に於いて丁を徵用する封家は居らず、何れも庸を徵していたことを示す。それが唐の賦役令が課丁の負担義務を租調役と規定し、事無ければ庸を収むべしとし乍ら、實際は早くから庸の徵収を以て運営せられていたのと軌を一にする。封物徵収の規定がその実態に基づいて庸に重心をおくことをせず、そのもとの形の役に重心をおいているのは、この規定が早く制定せられたものであることを推察せしめるに足る。恐らく国初以来、或は更に溯つて前朝以来のものであるかも知れない。先に六典にのせられたこの記事が開元二十五年の制度ではなく、国初のものであると断じた所以はここにある。国初以来の規定を伝えたこの記事に於いて更に検討を要するのは、「準其戸數取其租調」とある一句である。戸数に準じてその租調（及びこの文尾に見える丁もしくは庸）を収めたといふこの表現は、如何にも戸数によつてその封物の色額が計出できる仕組みになつていたかの

印象を与え、延いては一封戸内の封丁最高限数であり、実態的に一封戸の封丁定数ともなつてゐた「三丁以上」の如き丁数指示は早く唐初にまで溯るのではないかとの推想を抱かせる。断定を確実にする為には尚唐以前の食封制との関係から更に詳考する必要があり、この点、切に専考諸賢の御教示に俟つこととする。

以上、考説が長くなつたが、要するに封丁からの徵収は租庸調とその京師への運送に必要な脚費とで、その取立ては徵封使と所在の州県官とが立会いで行うというのが國初以来の制度であり、封家の権勢を笠に着た徵封使の擾弊が放置できないまでに甚しくなつていたのが玄宗即位前の状態であつたのである。玄宗の改革は先ずこの徵封使のことから初められた。唐会要○卷九 縁封雜記・開元三年五月の勅に

封家総合送入京。其中有別敕許人就領者。待州徵足。然後一時分付。徵未足間。封家人不得輒到出封州。亦不得因有挙放。違者禁身聞奏。

とある如く、玄宗は開元三年に早くも封物は州県が徵収して京師に送り、そこで封家に受取らせることとし、ただ特別の勅を以て許可を得た者のみが徵封使を遣わし封地に就いて収納し得ることとしている。但し別勅許可の場合と雖も、州の全額徵収が完了するまでは封地の州に出入するを得ず、徵収完了を俟つて州に赴き全額一括して受取るべきこと、受取つた封物を利貸の資本として封戸搾取の資に充ててはならぬこと等を併せ規定している。それ迄の封家（の徵封使）は封戸からの封物収納を何回もに分けてその間に因縁口実を設け、又封物を恐らくは押付け同様の高利貸付けに回充して封地の民を苦しめていたことが察せられる。封物の官送入京は勿論のこと、封地での別勅受取りに於いても、封物徵収の業務と責任とが州県一本に帰し、封家はただ封丁数に応ずる封物を中央もしくは

州から受け取るだけの制度に改められたことになる。

玄宗の封物徵収制改革に就いては更に通典卷三歴代王侯封爵の項にも

(A) 凡諸王及公主以下所食封邑。皆以課戸充。州県与国官・邑官共執文帳。准其戸數收其租調。(B) 均為三分。其一入官。其二入國。公(公下脱主)所食邑則全給焉。

の所伝があり、頻る重要な内容を含んでいるが、この記事には史料として大きな疑問があり、厳密な批判を必要とする。右の(A)(B)はこの批判に便する為に全記事を二つに分つた記号である。

先ずこの記事には繫年がなく、ただ開元十年の記事と二十年の記事との中間に挿入せられているにすぎない。所がこの記事の(A)の部分、即ち「封戸は課戸を充て、封物の徵収は州県と国官・邑官とが立会いで行う」という部分は国初以来の制度であり、然も先述の如く開元三年には徵収は州の専行とする新制度が立てられてるのであるから、この(A)の部分を開元十年乃至二十年の間の出来事と解することは妥当ではなく、旧い制度がたまたまここで反覆的に記されているにすぎないものと見なければならぬ。次に(B)の部分、即ち「封物収入は三分して、一は官(国家)に入れ、二を封家に入れることとし、公主の場合のみは封家に全入する」とある部分は玄宗以前には無い制度である。景龍三年の韋嗣立の上疏中に、「全封家の封丁総数六十余万より挙る一百二十余万疋の絹は悉く封家に入り、国家には全然入らないといつてゐるのは、封丁の庸調絹毎丁二疋が全部封家の入となつていたことを示す確証であるから、玄宗李隆基が韋氏を倒して政権をとつたその前年まで封物三分制はなく、それは玄宗によつて新に設けられたものと見なければならぬ。果して然らば、通典が右の(A)(B)を併せた一連の記事を開元十年と二十年との間

に置いたのは、(B)の部分、即ち三分制の部分に基いてのことと、旧制度にすぎぬ(A)の部分はこの三分せられる封物収入の説明記事のつもりで冠附せられたものと解しなければならぬ。して見ると、右(A)(B)一連の記事は三分制を定めた制勅文をそのまま抜萃したものではなく、通典の著者もしくはその原典が旧制度の封物徵収方法と玄宗の三分制設定とをつなぎ合せた合輯的記事であるといえよう。通典はこの記事の前後にある記事に就いて、それぞれ開元十年及び二十年五月の繫年月を明示し乍ら、その間に挿んだこの記事のみは繫年を記していないが、それはこの記事が一規定文の抜萃ではなく、時代を異にする二つの規定文の合輯に成っていることと関聯がありそうに思われ、延いてはこの開元十年と二十年との間への挿入も必ずしもこの三分制の施行がこの間であつた事実に立つての史料排列であるとは速断し難く、或は編者が何らかの理由に基いて大体このあたりに排列するのが適当であろうと判断したものであるかも知れない。即ち三分制施行の年月に就いては通典の史料排列に必ずしもこだわることなく別途に考察する心構えが必要と思われるるのである。

玄宗が貴族高官層の反感をも顧ず、封物収入の三分一を官収に取上げるという思い切った処置を敢て講じたに就いては、それ相応の強い理由があつた筈であり、それは財政の窮迫を措いて外に考え難い。玄宗初世の財政事情をここに詳述する邊はないが、韋嗣立の食封弊害論のうちに、封収綱総額一百二十万匹に対する官収綱の総額が百万匹以下、少き時は七八十万匹にすぎなかつたとある一事は、玄宗即位当初に於ける国家財政の窮状を察せしむるに足るであろう。されば三分一官収制の実施は玄宗即位後の比較的早い時期と解すべきであろう。食封制改弊の一環として徵封使停止の原則が立てられたのが開元三年五月で、これによつて少くとも開元三年に玄宗の食封制改弊

が実行せられ初めたことが知られるから、三分一官収制の断行もこの年か、その後間もない時であつたと推定すべきものの様に思われる。この封物三分制のことを記した先掲(B)記事に先行する(A)の部分は、この(B)記事に出る封物を説明するつもりで冠附したものであるうが、(A)記事の立会徵収制の下では三分一官収制は施かれなかつた筈であるから、この(A)(B)の合輯は時代錯誤の杜撰なものであつたことになる。思うに三分制施行の年次は杜佑の時既にその史料が得られず、よつて不手際な時代錯誤の排列を犯すこととなつたのであらう。杜佑が年次不明の三分制施行の記事を何故開元十年と二十年五月との間に挿入したかという疑問は、この二十年五月の記事の検討によつて自ら察見できる様に思われる。その全文は

勅。諸食邑実封。並以三丁為限。不須一分入官。其物仍令（出）封（州）隨庸調送入京。（其脚以租脚錢充。  
並於太府寺納。然後準給封家。）

とあるもので、先に定めた三分一官収制廢止の勅である。現伝の唐会要がこれを開元十一年に繋げて「いる」との誤りに就いては先に述べた如くであり、又右文中の括弧内は会要によつて補つた部分である。謂う所の要旨は、(1)三分一官収制を取りやめること、(2)一封戸の封丁最高数を三丁に引下げること、(3)脚錢（京師までの運送費）は租脚錢を回充すること等の二点である。そこでこの三点の各々を更に詳しく考えてみる。

先づ第一の三分一官収制の取りやめは、そのこと自体に問題はないが、この取りやめが開元二十年五月であつたことに注意する必要がある。取りやめが二十年五月である以上、三分一徵収の施行はそれ以前でなければならぬ。そこで通典の撰者杜佑は施行年次不明の三分一官収制の記事を挿入する場所をこの取りやめの記事の二十年五月の

直前に求め、以て取りやめられる三分一官収制の由来の説明に充てたのである。二十年五月の取罷めに先行する通典の記事は開元十年の永穆公主の封戸に関するものである。かくて三分一官収制の記事は開元十年と二十年との間に挿まれる形となり、一見、三分一官収制の施行が開元十年から二十年迄の間であつたかの觀を呈することとなつたものと解せられる。

一封戸の封丁最高数（実態的定数）の引下げは封家の封戸数を不变のままに封丁数を減じ、封物の収入額を少くする。「皆三丁以上」で、七丁の例さえあつたのを三丁までに引下げたのであるから、封家の収入減は大きく、従つて国家の增收はそれだけ大きかつた筈である。三分一官収の取罷めがこの丁数引下げと同時に行われているのは、丁数引下げによる封家の減収を補填する意味を含ませたのである。つまり玄宗の膨大な在來の封物量に対する引締策が三分一官収制から封丁数削減策に転換せられたわけである。尚公主の封邑のみ三分一官収を免ぜられていたのは優遇の意味で、他に深い理由があつてのことではあるまい。

租は重量の嵩む粟で、徵収地から両都に運送するのに経費が多くかかつていて、租粟納入者にはその地理の遠近に照して別に運送費分を添納せしめていた。これが租脚錢で、里數に対応するので折里錢といい、宋代では地里脚錢といつている。徵封使が現地で封物を受取つていた時代に於いても、その脚費は別に封丁から徵収して徵封使に渡されていた。それが今や租脚錢で賄われることとなつたのであるが、その租脚錢はやはり封丁が今や徵収單独機關となつた州県に添納せしめられた筈のものであるから、封丁の脚費負担ということは変らなかつたことになる。然し封丁の租庸調がすべて州県によつて徵収送都せられ、その脚費が租脚錢として一般課丁の租脚錢と共に徵

収せられる」ととなつたのは、封物の性格に大きな変化を与えるものとして注目すべきである。即ち州県によつて徵収せられ、租脚銭によつて中央に送られる封物の租庸調は、その収納面に於いて一般租庸調との区別を失い、又両都で封家に渡される封物は必ずしもその封戸の納入品たる必要がなく、同じ色額であれば何人の納入品でも差支えなかつた筈であるから、支出面に於いてもやはり区別を失つたわけで、ここに封物は国家の租庸調収入の一支部に転化して終つたといえるのである。

開元二十五年の制度を盛つたといわれている六典がその実は二十五年当時には既に廃れていた古い制度をいかにも現行のものらしく記していく後人の理解を誤らしめる恐れのある事例は少くなく、府兵や翊衛等はその例の尤なものといえるが、然しそうした場合、その制度の既に廃れていたことを知らしめる新な現行制度の記事が全六典中のどこかに記されている様で、府兵制や翊衛制と共に食封制も亦その一例である。即ち六典卷三戸部・戸部郎中員外郎の項に記された食封制は少くとも玄宗即位以前の旧制であること、先に考証した如くであるが、これに対する開元二十年制定の現行制度は同書卷二吏部・司封郎中員外郎の項に

旧制。戸皆三丁已上。一分入国。開元中定制。以三丁為限。租賦全入封家。

と記されているのである。

封物徵収制度に就いては、その根本的な大改革は開元二十年を最後とするが、部分的な修正はその後にも行われてゐる。

先に述べた如く、唐会要<sup>○</sup>卷九 祿封雜記に伝えられる開元三年の封物徵収州県獨行の勅によれば、封地に徵封使を

遣わして封物を領収し得るのは別勅許可を得た者に限ることとなつてゐる。所が同書・同巻の天宝六年三月六日の条によれば

戸部奏。諸道請。食封人。準長行旨。三百戸已下戸。戸部給符就州請受。三百戸已上。附庸使送両京。太府寺賜坊給付者。今縁就州請受。有損於人。今三百戸以下。尚許彼請。公私之間。未免侵擾。望一切送至両京。就此給付。即公私省便。侵損無由。云々。

とあつて、開元三年より三十余年を経た後の天宝六年に於いて、封物を官が京師に運送して封家に渡すのは三百戸以上の場合で、それ以下は封地の州で受取ることとなつてゐたという。但しこの封州での受取りは「就州請受」とある所より推すに、ただ州県の徵収したものを現地で受取り得るだけで、立会權をも許されたものとは認め難い。

然しこれも徵封使が封家の勢力を笠に着て侵擾し勝ちであつたので、州の送京に改められたという。何故三百戸以下を封地受取りとしたのか、その理由は全く示されておらず、又推定すべき手掛りもない。又この三百戸以下の封地での受取りが開元三年の改制の時以来のことであつたのか、それとも開元三年には徵封使の封地差遣は全禁であつたのを、その後に稍稍弛めて三百戸以下許可としたのかといふことも明かでない。三百戸以下の封州就領が長行旨によつてゐるという戸部の言は、或は後の許可であつたのではないかとの感を抱かせるが、確かなことは判らない。然し何れにしても天宝六年以後の食封制は、封家と封地・封戸との徵収面での直接接觸が一切断たれ、封丁数に応じた京師支払の年金的給与と化して終つたといえる。この給与化は玄宗の食封制改正の大きな観の一つであつたに相違あるまい。当初から封土を伴わぬ封戸のみの賜与であり、且つこの封戸の賜与もその実体は封戸数の中に

含まれる封丁の正税たる租庸調を封物として取得し得るにすぎず、従つて名は封というも封家に領主的な性格はなかつたのであるが、今や更にその封物たる租庸調の徵収介入さえも禁ぜられて州県の独徵に移され、ただそれを京師で受取るだけとなつて封物の年金的給与化を招いたとすれば、食封制は漸く封としての実質的な終焉に近づいたといえるであろう。唐会要卷九 縁封雜記・景龍三年の条に

應食封邑者一百四十余家。應出封戸凡五十余州。皆天下膏腴物産。其安樂・太平公主封亦取富戸。不在損免限。百姓著封戸者。甚於征行。

とあつて、徵封使差遣、封家別による一封戸内封丁数の多少差等が制度として存在していた玄宗以前の時代に於いては、それに必要な封地の選定、簡取封戸の籍帳附載が行われていたことが知られ、国邑官と州県官とが「共に（文）帳を執つてその租調を収めた」といわれている（文）帳とはこの封戸帳に外ならぬものと解せられるのであるが、徵封使の全廃、州県官の徵収獨行、一封戸の一定封物量表示用単位化（租庸調三丁分）等がすべて仕上げられた玄宗の天宝以後は、封戸帳は勿論、封地の選定もその必要が失われたわけであるから、恐らく封地は形式的辞令化し、封戸帳は作られなくなつて行つたであろう。かくて封戸数は封物の量を示すだけのものとなり了つたのである。封戸形式の食封制は両税法時代に入つて後も存続せられているが、税法の根本的な変改によつて封物の実体も一変せざるを得なかつた。詳細は専考に俟つとして、ここに一言しておきたいのは、その封物所得の給与化は一層確立し、封戸の一戸は給与の単位たる役割を果すに止まり、例えば貞元二十一年の定めでは節度使の食実封は一戸が布絹八端匹、絹ならば綿六両の添給となつていた。ここに至つて食封制の給与化は成文化の段階に達したので

あるが、その素地は租庸調時代に既にほぼできていた。即ち一封戸内の丁限制が実態として一封戸の封丁定数として運営せられ、且つこの丁限数が三人・五人・七人と不一定であつたのが、玄宗の開元二十年に三丁に統一せられ、従つて一戸の封物は粟六石・(布)絹六(端)匹、綿九両(麻九斤)を規準としていたもの如く解せられるのである。つまり唐代租庸調制下の封戸制は年金的給与化の発展過程に在つたというべきである。

## V 財政と食封制の推移

太宗から高宗の初世までは財政力に照してほぼ適正に賜授運営せられていた食封が賜授の弊に陥つたのは高宗の晚期から武・韋後の時代で、殊に韋后的放漫は濫授の極弊を招いて大論議を捲起した。その代表的論疏として文献に伝えられているのはこれまでに屢々引用した韋嗣立と宋務光とのもので、共に景龍三年の上疏であるが、資治通鑑(卷二〇九)は前者を三月、後者を十一月の条に置いている。食封制の弊害の実相がある程度まで判るのは主としてこの両疏によつてである。その弊害は種々の面に波及しているが、根本的には封丁の過多による国家財政への重圧と封物徵収への封家介入権による徵封使の侵擾との二点に帰する様である。富饒多丁戸の選取、産絹地への封戸集中等、細かく見れば色々あるが、それらは要するに封丁の過多に含まれる問題といえる。韋嗣立の上疏によれば、当時の封丁数は六十余万で、それらが悉く產絹地に集中していたため、庸調絹百一十余万が百四十余の封家に入り、国庫に入る絹は多きも百万を越えず、少き年は六七十万匹にすぎなかつたという。一封家の平均収入は絹約八千五百四、粟(モミアツ)八千五百石(邦量にして約三千五百石)、米(アワガメ)にして五千余石(邦量にして一千余石)となる。封丁は

課丁であるが、国庫の収入には役立たなかつたわけであり、嘗て考説した如く、当時の推定課丁総数百七十余万程度<sup>(4)</sup>に対比すれば、封丁が如何に国家財政の大きな圧迫要因をなしていいたかを知るに足る。然も封丁の租庸調は国庫を経ずして現地に於いて封家に直収せられていたのであるから、國家の租庸調収入は課丁総数から封丁数を差引いて算定すべきであり、それだけ封家による国家の財政権侵害が大きかつたということになる。韋嗣立・宋務光等の弊害論の直後に韋后政権は倒され、睿宗の在位三年を経て即位した玄宗の弊害釐革が徐々乍ら着実に推進せられて行つた。玄宗治世中の封丁減少数は判らないが、玄宗の改革がほぼ仕上つた天宝中の封丁数が景竜六十万の半数以下になつたことは殆んど疑いない。天宝年間の課丁総数は六百万乃至八百万と考えられるから、その中に占める封丁の率は高く見ても四・五%程度にすぎず、もはや国家財政の重圧要因ではなくなつていてといえる。又封物徵収に対する封家の介入権の收奪も開元初期から着手せられて天宝六年には仕上げを完了し、封物は単なる租庸調として国家機関が課丁より徵収して一旦中央の府庫に入れ、それより封家に賜与する年金的給与となつた。国庫の歳入額を算定するに、課丁数から封丁数を差引く必要はなくなつたわけで、通典<sup>卷</sup>賦稅の項の天宝中の国庫收支額を記した所を見るに

課丁八百二十余万。其庸調租等。約出絲綿郡縣計三百七十余万丁。庸調輸絹七百四十余万匹。(每丁計兩足)云云。

とあつて、產絹地の全課丁が毎丁二匹の庸調絹を悉く中央の府庫に納める計算となつており、封丁分の差引計算は全然していないのである。玄宗の食封制の改革は前弊釐革の必要に差迫られて出発したものであるが、その四十年にわたる改革の方向は、國家の財力に対する封丁の重圧を除き、國家の財政権に対する封家の介入を排除するに在

り、ほぼその目的を達成し、その後、安史の大乱を経て中央政権の力は甚だ弱められ、時に存立さえも危殆にさらされ乍ら、玄宗の達成した新制度はほぼ守られ、寧ろ強化せられて行つたのである。

### 三 結論

唐の食封制は封戸内課丁の公税たる租庸調を封物として封家に与えるのみで、封土は与えず、又封家の恣意的な税役徵収も許していなかつたのであるから、封家に領主的性格はなく、従つて食封制は名は封といふも封建の実体とは程遠いものであつた。この制度の由来は往古の封建に筋を引いているにしても、その遺制は封物徵収に対する封家の立会權に微かにその影を映しているのみで、それも玄宗の改革によつて全く失われ、食封制の実体は封物の年金的給与と化していた。年金的給与化は両税法時代に入つて一封戸が年金的封物の数量を示す単位となるに及んで完成せられたといえるが、更に溯つて玄宗の一封戸内の封丁最高限に対する一律三丁制の制定に於いて既に封戸の封物数量表示単位化ができていたと考えられる。封家の封物徵収立会權が失われ、州県が徵収を獨行する体制の下に於いては、全封戸の丁数をこの最高限の三丁としてそれに相当する数量の封物を封家に提供することが封家を納得せしめる所以であるから、三丁分の綿六匹・綿九両・粟六石が一封戸の現実の封物数量となつていつたと見られるからである。

食封を受けるのは唐家の連枝である諸王・公主と唐家の扶護繁栄に卓功を建てた少数の高官とで、共に最高の貴族的身分層を構成していた。つまり封家は国家的貴族であつたのである。所がこの封家に対しても、一代限りの公

主を除いて、封戸数削減の相続規定、即ち当時にいう減降例が設けられ、初めは功臣封家の規定であつたのが諸王封家に拡大せられ、削減率も一割から五割に高められていった。こうした減降例の設定とその強化とは食封制に於ける国家的貴族身分の永久世襲に対する否認であり、その強化である。二千戸の王も六代目には百戸を割り、五百戸の功臣は四代で百戸を割る。国家貴族の地位の弱化といえよう。

封家の数は国初以来漸増の一途を辿り、太宗の初めに四十余家、韋后的世に百四十余家、玄宗の世には大きな変化なく、大曆の初めに二百六十余家にも達した。然し封戸は総戸数も一封家当たりの戸数も、国初から韋后的世までは増大を続けたが、玄宗以後その方針によつて減少し、大曆の初めには一封家の平均数は僅かに百七十戸程度となつた。半数減降例によれば始封より数えて四代目の封戸数は二十一戸、五代目はただの十戸という計算になり、事実上消滅を來して いたと考えられる。こうした封家数の増大とその甚しい微祿化とは国家的貴族身分の低落に外ならず、然もその身分さえ四五代を俟たずして喪われなければならぬ地位におかれていたのである。

封物徵収立会權の喪失、減降襲封規定、平均封戸数及び一封戸内封丁数の低減等は、國家の体質強化の必要に迫られた玄宗が財政権の強化・財力の充実という立場から推進した食封制改革の結果として出て来たものであるが、こうした財政的な改革が国家貴族としての封家の甚しい地歩低落を致さしめたのである。

(九州大学文学部教授)

注  
(1) 東方學報・東京十冊の一、仁井田博士「唐代の封爵及び食封制」。社会經濟史学十一の四、今堀博士「唐代封爵」

高説を充分に取入れることができなかつた。御厚意を謝し、非礼を詫びる次第である。

(2) 注(1)の礪波氏論文。

(3) 唐会要○縁封雜記・貞觀末の所に

霍王元軌。常使國令徵封。令自請。依諸國賦貿易取

とあり、同・開元三年五月の勅に

封家人不得輒到出封州。亦不得因有舉放。云々。

とある等に依る。

(4) 唐代の課丁数に就いては東方学会創立十五周年記念論集の拙稿「唐代の課丁数に就いて」参照。